

次期医療計画（素案）

（5 疾病 5 事業等関係）

（医療機能・役割分担）

平成 29 年 11 月 7 日 岩手県保健福祉部

3 良質な医療提供体制の整備

(1) がんの医療体制

【求められる医療機能等】

- がん対策を行うためには、予防や早期発見、診療や緩和ケアなどのがん医療、患者等への情報提供や相談支援の体制までが連携して、切れ目のない医療提供体制を構築する必要があり、次のような医療機能等が求められます。

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
がんの予防、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等が実施するがん検診やがんに関連するウイルス検査を受託すること がんに係る精密検査を実施すること 精密検査の結果をフィードバックする等、がん検診の精度管理に協力すること 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと 	<ul style="list-style-type: none"> 検診機関（集団検診等） 医療機関（個別健診）
	<ul style="list-style-type: none"> がん検診やがんに関連するウイルス検査等を実施すること がん登録を実施し、がん登録の精度向上に努めること 要精検者が確実に医療機関を受診するように連携体制を構築すること 生活習慣病検診等管理指導協議会においての一層の活用を図ること等により、がん検診の実施方法や精度管理・事業評価を適切に実施し、がん検診の質を確保するの向上等に向けた取組を検討すること 市町村に対して科学的根拠に基づくがん検診を実施するよう助言すること 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村 県
	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙希望者に対する禁煙支援や受動喫煙の防止等のたばこ対策に取り組むこと 感染に起因するがんへの対策を推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関（県・市町村）
がん医療	<p>〈基本的医療機能A〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 手術療法、放射線療法、薬物化学療法が実施されること これらを効果的に組み合わせた集学的治療が実施されること <p>〈基本的医療機能B〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 手術療法及び薬物化学療法が実施されること <p>〈基本的医療機能C〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 手術療法又は薬物化学療法が実施されること <p>〈基本的医療機能以外の機能D〉</p> <ul style="list-style-type: none"> がんと診断されたときから、身体的な苦痛及び精神心理的な苦痛等に対する緩和ケアを実施すること（緩和ケアチーム、緩和ケア外来の整備） 外来薬物化学療法を実施すること 相談支援体制を整備していること 患者やその家族に対して、必要に応じて、心のケアを含めた精神医学的な対応を図ること 院内がん登録及び地域がん登録を実施すること 地域連携クリティカルパスの運用を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院 病院又は診療所
	<p>《在宅療養支援》</p> <p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> がん患者の受入れを実施し、診断・治療への対応を行うこと <p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアを実施すること 在宅療法患者への訪問診療等を実施すること 外来薬物化学療法を実施すること 地域連携クリティカルパスの運用を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は診療所 薬局 訪問看護ステーション
歯科医療	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的口腔ケアを実施していること がんの領域において医科・歯科連携を実施していること（がん医療を担う医療機関及び療養支援を行う医療機関との連携体制を有していること） 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療機関

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	〈基本的医療機能以外の機能〉 ・ 歯科訪問診療を実施していること ・ 訪問歯科衛生指導を実施していること	

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医療機関、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な医療サービスの提供 ・ 医療機関の連携の推進 ・ 専門医療、高度医療の提供等 ・ 医師をはじめとした医療人材の育成 など (検診実施機関等) <ul style="list-style-type: none"> ・ がんの予防、早期発見 ・ がんに関連するウイルス性疾患の検査、治療、ワクチン接種 (がん診療連携拠点病院等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準的ながん治療の普及 ・ 緩和ケアの推進 (緩和ケアチーム、在宅緩和ケア) ・ 相談支援・情報提供 (相談支援センター) ・ 院内がん登録 ・ 患者・家族への普及・啓発 (医師会) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域がん登録の実施、会員への普及・啓発など (歯科医師会) <ul style="list-style-type: none"> ・ がん患者に対する歯科口腔ケアの研修会の開催など (介護施設等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関と連携し在宅緩和ケアを実施
学校・企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の健康増進、感染症予防等の保健対策 ・ がん患者の就労等に対する理解等 ・ 労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 など
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 県、市町村と協力した医療機関の機能分担と連携の推進 ・ 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり ・ がん患者の就労等に対する理解等 ・ がん登録への協力 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ がんに関連するウイルス予防ワクチン接種、検査 ・ 県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・ 住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケア体制の整備 ・ 生活習慣病予防のための各種検診等や健康教育、普及・啓発 ・ 住民に対する個別支援、保健指導 ・ 市町村施設における受動喫煙防止対策の推進 など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん対策推進計画の策定等 ・ がん診療連携拠点病院に対する支援 (国庫補助事業の活用等) ・ 緩和ケアに係る支援 (医師研修事業、がん患者や家族への支援、緩和ケアの普及・啓発) ・ 医療人材の育成 ・ 医療機関の機能分担や連携の促進 ・ 県民総参加型の地域医療体制づくり ・ 健康課題に関する情報提供や保健指導を行う専門職員の育成 ・ 地域保健と職域保健の連携推進、健診事業に関する支援 ・ 県民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発 など

(2) 脳卒中中の医療体制

【求められる医療機能等】

- 脳卒中对策を行うためには、予防、救護、急性期医療から在宅療養までが連携して、切れ目のない医療体制を構築する必要があり、次のような医療機能等が求められます。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
予防	<ul style="list-style-type: none"> ・高血圧、喫煙、糖尿病、脂質異常症、心房細動等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること ・初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること ・初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所〔啓発活動〕 ・薬局等 ・行政機関（市町村、県）
救護	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること ・地域メディカルコントロール協議会¹により定められたプロトコール（活動基準）等により、適切な観察・判断・医療機関選定を行い、速やかな処置及び搬送をすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び家族等周囲にいる者 ・救急救命士²を含む救急隊員
急性期	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CT、又はMR I検査が常時可能であること ・専門的診断・治療（手術含む）に常時対応可能であること ・廃用症候群や合併症の予防のためのリスク管理下における関節可動域訓練、早期座位、立位訓練等の急性期リハビリテーション³を実施していること ・脳卒中を発症し入院した患者を年間20例以上受入れていること <p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択的脳血栓・塞栓溶解療法（ウロキナーゼ注入等）を実施していること ・組織プラスミノゲン・アクチベータ（t-PA）を用いた経静脈的血栓溶解療法を実施していること ・脳内血腫摘出手術を実施していること ・経皮的脳血管形成手術を実施していること ・脳動脈瘤被包手術、脳動脈瘤クリッピング手術を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・脳卒中の専用病室を有する病院 ・急性期の血管内治療が実施可能な病院 ・脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所
回復期	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復期リハビリテーション病棟又は脳血管等疾患リハ(I)もしくは(II)の施設基準⁴を取得し、機能障がい改善及びADL向上のリハビリテーションを集中的に実施していること ・介護サービス関係者を含めたカンファレンス⁵の実施、参加または医療ソーシャルワーカー⁶の配置等による連携体制を確保していること <p>〈基本的医療機能以外の機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のリハビリテーション実施施設等の従事者に対する研修を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションを専門とする病院又は診療所 ・回復期リハビリテーション病棟を有する病院 ・歯科医療機関
維持期	<ul style="list-style-type: none"> ・維持期患者を受入れていること ・リハビリ専門職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれか）を配置していること ・介護サービス関係者を含めたカンファレンスを実施していること ・療養病床を有していること ・訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのいずれかを実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所
歯科医療	<p>〈基本的医療機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摂食・嚥下リハビリテーションを実施していること ・専門的口腔ケアを実施していること ・脳卒中の領域において医科・歯科連携を実施していること（急性期、回復期又は維持期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること） 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療機関

¹ 地域メディカルコントロール協議会：県、消防機関、医師会、救急医療に精通した医師等で構成され、病院前救護にかかる消防機関と医療機関の連絡調整、業務マニュアル等の作成並びに救急救命士の資質向上のための研修機会の確保に関する支援等を行っています。

² 救急救命士：救急車等により傷病者を医療機関へ搬送する途上において、医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことを認められた国家資格を有する者です。

³ 急性期リハビリテーション：廃用症候群（体を動かさないことによって起こる筋力の低下、心肺機能の低下等）や合併症の予防、機能障害の改善、日常生活動作（ADL）向上と社会復帰を図るために、十分なリスク管理のもとに、発症後早期からベッドサイドなどで行なわれるリハビリテーションです。

⁴ 脳血管等疾患リハ（I）（II）の施設基準：脳卒中患者等に対しリハビリテーションを実施した場合、診療報酬上算定することができますが、請求するために満たさなければならない医師、理学療法士等の体制及び機能訓練室の面積等の基準です。

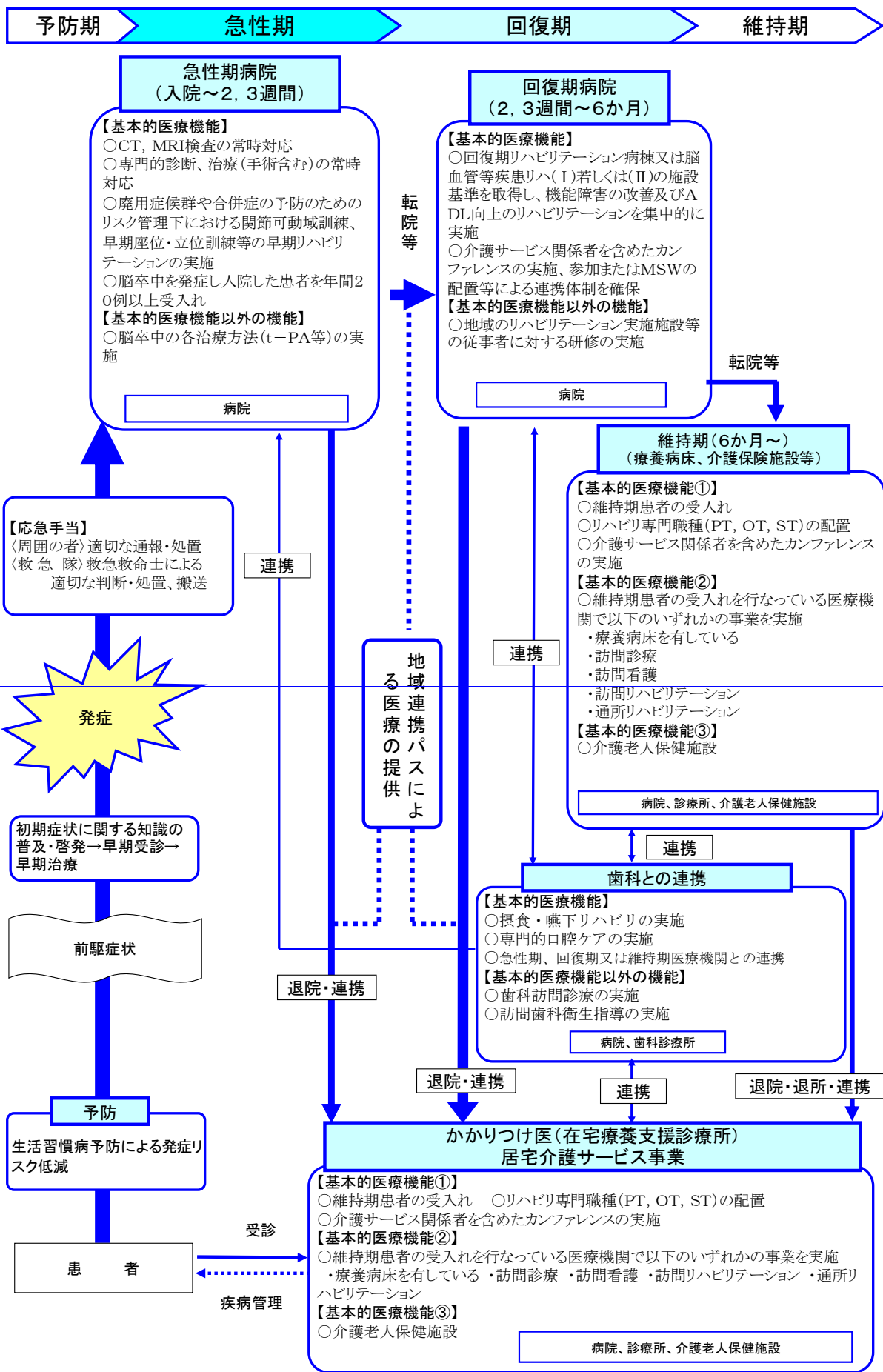
⁵ カンファレンス：会議、協議などのことをいいます。

⁶ 医療ソーシャルワーカー：保健・医療機関において、疾病などによって生じる経済的問題の解決や受療の側面的支援、心理的援助、退院や家族関係の調整等の様々な援助を行います。医療社会事業士などの職名を用いている場合があります。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
歯科医療	〈基本的医療機能以外の機能〉 ・歯科訪問診療を実施していること ・訪問歯科衛生指導を実施していること	

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な医療サービスの提供 ・医療機関の連携の推進 ・専門医療、高度医療の提供等 ・医師をはじめとした医療人材の育成 など
学校・企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の健康増進等の保健対策 ・労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 など
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を支える県民運動の取組 ・県、市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進 ・自らの生活習慣改善による心身の健康づくり など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・地域医療を支える県民運動の取組 ・医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケア体制の整備 ・生活習慣病予防のための各種検診等や健康教育、普及・啓発 ・住民に対する個別支援、保健指導 ・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進 など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・医療人材の育成 ・医療機関の機能分担や連携の促進 ・県民総参加型の地域医療体制づくり ・健康課題に関する情報提供や保健指導を行う専門職員の育成 ・地域保健と職域保健の連携推進、健診事業に関する支援 ・県民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発 など



(3) 急性心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制

【求められる医療機能等】

- 急性心筋梗塞等の心血管疾患対策を行うためには、予防、救護、急性期医療から再発予防としての在宅療養までが連携して、切れ目のない医療体制を構築する必要があり、次のような医療機能等が求められます。

区 分	求められる医療機能等	医療機関等の例
予防	<ul style="list-style-type: none"> 脂質異常症、喫煙、高血圧、糖尿病等の基礎疾患や危険因子の管理を実施すること 初期症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施すること 初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は診療所〔啓発活動〕 薬局等 行政機関（市町村、県）
救護	(住民等) <ul style="list-style-type: none"> 速やかに救急要請を行うこと、あるいは適切な医療機関を受診すること 心肺停止が疑われる患者に対しAEDの使用を含めた救急蘇生法を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 家族等周囲にいる者
	(消防機関の救急救命士等) <ul style="list-style-type: none"> 地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコール（活動基準）等により、適切な観察・判断・医療機関選定を行い、速やかな処置及び搬送を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士を含む救急隊員
急性期・亜急性期	① PCI ³⁹ まで行う医療機関 (基本的医療機能) <ul style="list-style-type: none"> 心電図、胸部X線検査を実施していること 心エコー検査を実施していること 心臓カテーテル⁴⁰検査を実施していること PCIを実施していること (基本的医療機能以外の機能) <ul style="list-style-type: none"> 合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること 冠動脈バイパス手術を実施していること 経静脈的血栓溶解療法を実施していること CCU又はCCUに準じた病床を有していること 心大血管リハビリ施設基準を取得していること 再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターを有する病院 CCU等を有する病院 急性心筋梗塞に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所
急性期・亜急性期	② 内科的治療を行う医療機関 (基本的医療機能) <ul style="list-style-type: none"> 心電図、胸部X線検査を実施していること 心エコー検査を実施していること 内科的治療（PCI除く）を実施していること PCIや外科的治療を行う医療機関との連携体制を確保していること (基本的医療機能以外の機能) <ul style="list-style-type: none"> 合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること 経静脈的血栓溶解療法を実施していること CCU又はCCUに準じた病床を有していること 心大血管リハビリ施設基準を取得していること 再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること 	
	③ 外科的治療を行う医療機関 (基本的医療機能) <ul style="list-style-type: none"> 心電図、胸部X線検査を実施していること 心エコー検査を実施していること 外科的治療を実施していること PCIや内科的治療を行う医療機関との連携体制を確保していること (基本的医療機能以外の機能) <ul style="list-style-type: none"> 合併症や再発予防等に対する急性期リハビリテーションを実施していること 冠動脈バイパス手術を実施していること 	

³⁹ PCI：percutaneous-coronary-intervention の略で、経皮的冠動脈インターベンションと呼ばれ、狭窄した心臓の冠動脈を拡張し、血流の増加を図る治療法。

⁴⁰ カテーテル：体内に挿入して、検査や治療などを行うための柔らかい細い管で、用途、目的によって形状も色々です。「心臓カテーテル」は太ももや腕などの動脈から直径2mm程度のカテーテルを入れ、先端を心臓血管の詰まった箇所へ運び、薬剤を注入したり風船で拡張したりして行う治療です。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓血管外科手術を実施していること ・CCU又はCCUに準じた病床を有していること ・心大血管リハビリ施設基準を取得していること ・再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること 	
回復期	<p>(基本的医療機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導による基礎疾患の管理を実施していること ・心電図、胸部X線、心エコー検査を実施していること <p>(基本的医療機能以外の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動療法等によるリハビリテーションを実施していること ・心大血管リハビリ施設基準を取得していること ・電氣的除細動⁴¹による対応を実施していること ・急性時の急性期医療機関との連携が確保されていること ・再発時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ・再発時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること 	内科及びリハビリテーション科を有する病院又は診療所
慢性期・安定期(再発予防)	<p>(基本的医療機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期外来診療等による基礎疾患の管理を実施していること <p>(基本的医療機能以外の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心電図、胸部X線、心エコー検査を実施していること ・運動療法等によるリハビリテーションを実施していること ・電氣的除細動による対応を実施していること ・急性時の急性期医療機関との連携が確保されていること ・再発症状出現時における対応について、本人及び家族等に教育、啓発を実施していること ・初期症状出現時に急性期医療を担う医療機関への受診勧奨について助言していること 	病院又は診療所
歯科医療	<p>(基本的医療機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的口腔ケアを実施していること ・歯周治療を実施していること ・急性心筋梗塞の領域において医科・歯科連携を実施していること(急性期、回復期又は慢性期・安定期の医療機能を担う医療機関との連携体制を有していること) <p>(基本的医療機能以外の機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科訪問診療を実施していること ・訪問歯科衛生指導を実施していること 	歯科医療機関

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な医療サービスの提供 ・医療機関の連携の推進 ・専門医療、高度医療の提供等 ・医師をはじめとした医療人材の育成 など
学校・企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の健康増進等の保健対策 ・労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 など
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を支える県民運動の取組 ・県、市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進 ・自らの生活習慣改善による心身の健康づくり ・心肺停止が疑われる者に対する救急要請、AEDの使用を含めた救急蘇生法等適切な処置を実施 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した医師等医療人材の養成・確保 ・住民に身近な医療を提供する体制の確保 ・地域医療を支える県民運動の取組 ・医療、介護、福祉等のサービスが包括的に提供される地域包括ケア体制の整備 ・生活習慣病予防のための各種検診等や健康教育、普及・啓発 ・住民に対する個別支援、保健指導 ・市町村施設における受動喫煙防止対策の推進 など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・医療人材の育成 ・医療機関の機能分担や連携の促進 ・県民総参加型の地域医療体制づくり ・健康課題に関する情報提供や保健指導を行う専門職員の育成 ・地域保健と職域保健の連携推進、健診事業に関する支援

⁴¹ 電氣的除細動：重症不整脈である心室細動等が原因で心停止に陥った心臓に電流を流すことで細動や頻拍をなくす処置です。

	・県民に対する健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発 など
--	--------------------------------

(4) 糖尿病の医療体制

【求められる医療機能等】

- 糖尿病対策を行うためには、患者の血糖コントロールを中心として、多種多様な合併症についても連携して治療できる医療体制の構築を図る必要があります、次のような医療機能等が求められています。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
初期・安定期治療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の診断、治療の動機付け及び生活習慣指導を実施していること ・75g O G T T、H b A_{1c}等糖尿病の評価に必要な検査を実施していること ・食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールを実施していること ・糖尿病合併症予防のための血圧・脂質の管理・指導を実施していること ・<u>〈基本的医療機能以外の医療機能〉</u> ・<u>糖尿病の予防、重症化予防において市町村や医療保険者と連携していること</u> ・<u>糖尿病患者の歯周病治療において院内歯科や歯科診療所と連携していること</u> 	病院又は診療所
専門治療	<ul style="list-style-type: none"> ・〈基本的医療機能〉 ・初期・安定期治療に求められる機能を有していること ・糖尿病の評価に必要な専門的検査を実施していること ・外来での糖尿病教室を実施していること ・糖尿病患者のインスリン導入・治療を実施していること ・糖尿病合併症の管理・指導を実施していること ・〈基本的医療機能以外の医療機能〉 ・糖尿病教育入院を実施していること ・糖尿病患者の妊娠に対応していること ・低血糖時及びシックデイに対応していること ・<u>糖尿病の予防、重症化予防において市町村や医療保険者と連携していること</u> ・<u>糖尿病患者の歯周病治療において院内歯科や歯科診療所と連携していること</u> 	病院又は診療所
急性増悪時治療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の急性合併症（糖尿病昏睡、重度感染症等）の治療を24時間実施していること 	病院又は診療所
慢性合併症治療	<ul style="list-style-type: none"> ①糖尿病網膜症 <ul style="list-style-type: none"> ・〈基本的医療機能〉 ・蛍光眼底造影検査を実施していること ・〈基本的医療機能以外の医療機能〉 ・網膜光凝固術⁸を実施していること ・硝子体手術を実施していること ②糖尿病腎症に対する検査・治療の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・食事、運動、仕事等の日常生活に関する療養指導を実施していること ・透析療法を実施していること ③糖尿病神経障害に対する検査・治療の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病神経障害の診断を実施していること ・薬物療法を実施していること 	病院又は診療所
歯科医療	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病患者に対する歯周治療を実施していること（日本糖尿病協会歯科医師登録医であること） ・糖尿病患者の歯科治療時の偶発症（脳血管障害、虚血性心疾患、低血糖昏睡、糖尿病昏睡）に対して緊急時の対応を行えること ・糖尿病患者の歯科治療時の偶発性に対応できるよう、医療機関（かかりつけ医療機関、専門医療機関又は急性合併症治療実施医療機関）との連携体制を確保していること 	歯科医療機関

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の初期・安定期治療の実施 ・糖尿病専門治療（糖尿病日帰り教室・糖尿病教育入院）の実施 ・急性増悪時の治療の実施
-----------------	---

⁷ シックデイ：糖尿病患者が治療中に発熱、下痢、嘔吐をきたし、または食欲不振により食事が摂れないときをいいます。このような状態では血糖コントロールが乱れやすく、特別の注意が必要です。

⁸ 網膜光凝固術：特定の波長のレーザー光で病的な網膜を凝固させることにより病気の進行を抑える治療法です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性合併症治療（人工透析、糖尿病性網膜症治療等）の実施 （<u>歯科医療機関</u>） ・慢性合併症治療（歯周病治療）の実施 （<u>医師会</u>） ・岩手県糖尿病対策推進会議 ・岩手県医師会糖尿病対策協議会 ・<u>市町村・医療保険者における糖尿病重症化対策の支援</u> （<u>歯科医師会</u>） ・糖尿病協会歯科医師登録の促進
学校・企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の健康増進等の保健対策 ・労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 など
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を支える県民運動の取組 ・県、市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進 ・特定健診、人間ドック等健康診断の受診 ・糖尿病とわかった時の早期治療及び治療継続 （<u>患者会</u>） ・糖尿病健康手帳（社団法人日本糖尿病協会）や糖尿病眼手帳（日本糖尿病眼学会）等の活用による各医療機関の情報共有と紹介・逆紹介等の医療連携の推進
<u>市町村・医療保険者</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査、特定保健指導の実施 ・<u>糖尿病重症化対策の実施</u>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病医療機関の情報提供 ・市町村の特定健康診査、特定保健指導に対する技術支援 ・<u>市町村・医療保険者における糖尿病重症化対策の支援</u>

(5) 精神疾患の医療体制

【求められる医療機能等】

- 精神疾患対策を行うためには、精神科医療機関や関係機関が連携し、次のような医療機能等が求められます。

区分	医療機関に求められる事項	関係機関
予防・アクセス	<p>①予防（精神科医療機関及び一般の医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の精神的健康の増進のための普及・啓発、一次予防に協力すること ・保健所、精神保健福祉センターや産業保健の関係機関と連携すること <p>②アクセス（一般の医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医との連携を推進していること ・かかりつけの医師等の対応力向上のための研修等に参加していること <p>③うつ病（一般の医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病の可能性について判断できること ・症状が軽快しない場合等に適切に紹介できる専門医療機関と連携していること ・うつ病等に対する対応力向上のための研修等に参加していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・精神保健福祉センター ・精神科病院 ・精神科を標榜する一般病院 ・精神科診療所 ・一般の医療機関 ・薬局等
治療・回復・社会復帰	<p>①うつ病以外（精神科医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供すること ・必要に応じ、訪問支援を提供できること ・精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制を作ること ・精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ・早期の退院に向けて、病状が安定するための服薬治療や精神科作業療法等による支援を提供すること ・相談支援事業者等との連携により、退院を支援すること ・障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること <p>②うつ病（精神科医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病と双極性障害等のうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断できること ・うつ病の、他の精神障がいや身体疾患の合併などを多面的に評価できること ・患者の状況に応じて、薬物療法及び精神療法等の非薬物療法を含む適切な精神科医療を提供でき、必要に応じて、他の医療機関と連携できること ・患者の状況に応じて、生活習慣などの環境調整等に関する助言ができること ・かかりつけの医師をはじめとする地域の医療機関と連携していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院 ・精神科を標榜する一般病院 ・精神科診療所 ・在宅医療を提供する病院・診療所 ・歯科医療機関 ・薬局 ・訪問看護ステーション等
精神科救急・身体合併症・専門医療	<p>①精神科救急（精神科医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急患者の受入れが可能な設備を有すること（検査室、保護室、手厚い看護体制等） ・地域の精神科救急医療体制に参画し、地域の医療機関と連携すること ・継続的に診療している自院の患者・家族や精神科救急情報センター等からの問い合わせ等について、夜間・休日も対応できる体制を有すること <p>②身体合併症（精神科医療機関及び一般の医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体疾患を合併した患者に対応する医療機関については、身体疾患と精神疾患の両方について適切に診断できる（一般の医療機関と精神科医療機関とが連携できる）こと ・身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、精神病床で治療する場合は、身体疾患に対応できる医師又は医療機関の診療協力を有すること ・身体疾患を合併する患者に対応する医療機関であって、一般病床で治療する場合は、精神科リエゾンチーム⁹又は精神科医療機関の診療協力を有すること ・地域の医療機関や、介護・福祉サービス、行政機関等と連携できること <p>③専門医療（精神科医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医療を提供する医療機関は、各専門領域において、適切な診断・検査・治療を行なえる体制を有し、専門領域ごとに必要な、保健・福祉等の行政機関等と連携すること ・医療観察法指定医療機関は、個別の治療計画を作成し、それに基づき必要な医療の提供を行うとともに、保護観察所を含む行政機関等と連携すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急相談窓口 ・精神科救急情報センター ・精神科救急医療施設 ・精神科病院 ・精神科を標榜する一般病院 ・精神科診療所 ・救命救急センター ・一般の医療機関 ・人工透析等の可能な専門医療機関 ・歯科医療機関 ・専門医療を提供する医療機関 ・医療観察法指定医療機関等

⁹ 精神科リエゾンチーム：精神科医、看護師、精神保健福祉士等からなる多職種チームが、一般病棟において、精神疾患を有する患者を回診し、多職種で連携のうえ適切な精神科医療を提供すること。

区分	医療機関に求められる事項	関係機関に求められる事項
地域精神科医療提供機能	<ul style="list-style-type: none"> 患者本位の精神科医療を提供すること ICF¹⁰の基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること 地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力をを行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療を含む。)を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること 医療機関(救急医療、周産期医療を含む。)、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること
地域連携拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> 患者本位の精神科医療を提供すること ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること 地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力をを行うこと 医療連携の地域拠点の役割を果たすこと 情報収集発信の地域拠点の役割を果たすこと 人材育成の地域拠点の役割を果たすこと 地域精神科医療提供機能を支援する役割を果たすこと 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療を含む。)を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること 医療機関(救急医療、周産期医療を含む。)、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること 地域連携会議の運営支援を行うこと 積極的な情報発信を行うこと 多職種による研修を企画・実施すること 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと
都道府県連携拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> 患者本位の精神科医療を提供すること ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること 地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力をを行うこと 医療連携の都道府県拠点の役割を果たすこと 情報収集発信の都道府県拠点の役割を果たすこと 人材育成の都道府県拠点の役割を果たすこと 地域連携拠点機能を支援する役割を果たすこと 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療、訪問診療を含む。)を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること 医療機関(救急医療、周産期医療を含む。)、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること 地域連携会議を運営すること 積極的な情報発信を行うこと 専門職に対する研修プログラムを提供すること 地域連携拠点機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと

¹⁰ ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health (国際生活機能分類 WHO2001年)の略で、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の動きや精神の動きである「心身機能」、②ADL(日常生活動作)・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成され、それぞれの要素を評価し、それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要です。

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<p>(一般の医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医との連携の推進 ・精神疾患対応力向上のための知識習得 <p>(精神科病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応体制や連絡体制の確保 ・早期の退院に向けた支援の実施 ・精神科救急医療体制への参画 ・精神科救急情報センター等からの問い合わせ等について夜間・休日にも対応できる体制の整備 <p>(精神科救急情報センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日における緊急的な精神医療相談の受付、助言、医療機関の紹介 <p>(精神科病院との連携)</p> <p>(社会福祉法人等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の支援に係る地域委員会の設置、運営 ・精神障がい者等の交流事業の実施
学校・企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の健康増進等の保健対策 ・労働安全衛生の観点からの健康づくりの支援 など
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を支える県民運動の取組 ・県、市町村と協力した医療機能の分担と連携の推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所との連携の推進 ・地域の実態に合わせた精神保健福祉業務の推進 ・精神保健福祉に関する相談の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への正しい知識の普及・啓発 ・患者及び家族等への相談支援 ・相談支援機能の充実、市町村への技術指導・支援 ・精神科救急情報センターの運営支援 ・こころのケアセンターの運営支援

(6) 認知症の医療体制

【求められる医療機能等】

- 認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供していくためには、次のような医療機能等が求められます。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
早期発見、 診断・治療	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター、<u>認知症初期集中支援チーム</u>や介護支援専門員等と連携して、認知症の人の日常的な診療を行うこと ・認知症の可能性について判断でき、認知症を疑った場合、速やかに認知症疾患医療センター等の専門医療機関を紹介できること ・認知症の対応力向上のための研修等に参加していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療相談室を配置し、専門医療相談に応じるとともに、医療相談室が中核となり地域包括支援センター等との連携に努めること ・鑑別診断及びそれに基づく初期対応を行うこと ・合併症及び周辺症状への急性期対応を行うこと ・地域の認知症医療の中核として、認知症の専門医療に係るかかりつけ医等への研修を積極的に実施すること ・認知症治療に関する情報発信を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な入院医療を行うとともに、認知症疾患医療センター、訪問看護事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業所等と連携体制を有し、退院支援・地域連携クリティカルパスの活用等により、退院支援に努めていること ・退院支援部署を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院医療機関（認知症の診療を行う専門医療機関等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームや介護支援専門員等と連携して、認知症の人の日常的な歯科診療を行うこと</u> ・必要な歯科診療を行うとともに、認知症の人や家族、介護従事者等への口腔ケアの指導を行うこと ・<u>認知症対応力向上のための研修等に参加していること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医となる医療機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームや介護支援専門員等と連携して、認知症の人の日常的な薬学的管理を行うこと</u> ・<u>必要な薬学的管理を行うとともに、認知症の人や家族、介護従事者等への服薬管理の指導を行うこと</u> ・<u>認知症対応力向上のための研修等に参加していること</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局
療養支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター等の専門医療機関と連携して、認知症の治療計画や介護サービス、緊急時の対応等が記載された認知症療養計画に基づき患者やその家族等に療養方針を説明し、療養支援を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院 ・かかりつけ歯科医となる医療機関 ・薬局
地域での生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター、訪問看護事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業所等との連携会議等に参加し、関係機関との連携を図ること ・上記の連携にあたっては、その推進役として認知症サポート医等が、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域包括支援センター等の情報を把握し、かかりつけの医師からの相談を受けて助言等を行うなど、関係機関とのつなぎを行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のかかりつけ医となる診療所又は病院
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な歯科診療を行うとともに、認知症の人や家族、介護従事者等への口腔ケアの指導を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医となる医療機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターの養成等、認知症に関する正しい知識の普及及び地域での支援を行うこと ・認知症グループホーム等による相談・支援活動の実施 ・若年性認知症の特性に配慮した支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設 ・地域包括支援センター ・<u>若年性認知症支援コーディネーター</u>

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<p>(かかりつけ医)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応力向上のための知識習得 ・ 認知症サポート医をはじめ、専門医療機関との連携強化 <p>(認知症疾患医療センター・認知症サポート医)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医や介護事業所等に対する助言支援 ・ 地域包括支援センター等との連携 ・ 地域のかかりつけ医への研修、助言等 <p>(歯科医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認知症対応力向上のための知識習得</u> ・ 認知症の人に対する口腔ケアの充実・普及 <p>(薬局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認知症対応力向上のための知識習得</u> ・ <u>認知症の人に対する薬学的管理への支援</u> <p>(介護事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の行動・心理症状等が原因で在宅生活が困難となった場合の対応 ・ 認知症対応力の向上
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に対する正しい理解 ・ 認知症サポーターとして、認知症の人や家族の地域での生活を支援 ・ 認知症キャラバン・メイトとして、職場や地域単位で認知症サポーターを養成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に関する正しい知識や理解に向けた普及・啓発 ・ 介護予防の充実（認知症介護予防推進運動プログラムの普及等） ・ 認知症の人や家族が地域で安心して生活できる環境の整備 ・ 地域包括ケアシステムの構築 ・ <u>認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの設置・運営</u>
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症疾患医療センターの運営支援 ・ 認知症疾患医療センターと各圏域との連携促進 ・ 認知症サポート医の養成 ・ <u>かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員、一般病院勤務の医療従事者への認知症対応力向上研修の実施</u> ・ 認知症に関する正しい知識や理解に向けた普及・啓発 ・ 認知症キャラバン・メイトの養成 ・ 地域包括ケアシステムの構築支援 ・ <u>認知症ケアに携わる人材の育成</u> ・ <u>若年性認知症支援コーディネーターの配置</u>

(7) 周産期医療の体制

【求められる医療機能等】

- 産科医、小児科医の不足や地域偏在など本県の周産期医療を取巻く厳しい環境に対応するため、周産期医療機関の機能分担と連携を一層進め、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療を提供します。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
低リスク (正常分娩等を扱う機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・産科に必要とされる検査、診断、治療が実施可能であること ・主に正常分娩に対応すること ・他医療機関との連携により、合併症への対応や帝王切開術を行うこと ・妊婦等健診を含めた分娩前後の診療を提供すること ・妊産婦のメンタルヘルスに対応可能であること ・市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと <p>ア 主に正常分娩に対応すること。</p> <p>イ 妊婦等健診を含めた分娩前後の診療を行うこと。</p> <p>ウ 周産期母子医療センター等他の医療機関との連携により、合併症やリスクの低い帝王切開術に対応すること。</p> <p>エ 妊産婦のメンタルヘルスに対応すること。</p> <p>オ 緊急時の搬送にあたっては、周産期救急情報システム等を活用し、病態や緊急度に応じて適切な医療機関を選定すること。また、平時から近隣の高次施設との連携体制を構築すること。</p>	分娩可能な病院・診療所
	<p>ア→ 妊産婦の歯科健康診査等を含めた妊産婦の口腔診療を提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常分娩に対応すること <p>ア→ 低リスク妊娠の妊婦健診を行うこと。</p> <p>イ→ 妊産婦の保健指導を行うこと。</p> <p>ウ→ 市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと。</p>	歯科診療所 助産所
	<p>ア→ 妊婦健康診査・歯科健康診査を行うこと。</p> <p>イ→ 妊産婦の保健指導を行うこと。</p> <p>ウ→ 周産期医療提供機関と連携し、妊産婦のサポートを行うこと。</p>	市町村
中・低リスク (周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期に係る比較的高度な医療を提供すること ・産科(緊急帝王切開)及び小児科(新生児医療)を提供すること ・合併症妊娠に対応できる診療科を有していること ・地域周産期関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの後送を受入れるなど、地域周産期医療関連施設等との連携を図ることができること ・市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと ・正常分娩に対応すること <p>ア 機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科、小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設であること。 ・地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの戻り搬送を受け入れるなど、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ることができること。 <p>イ 整備内容</p> <p>① 施設数</p> <p>1つ又は複数の2次医療圏に1か所ないし必要に応じそれ以上設ける。</p> <p>② 診療科目</p> <p>産科、小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとする。</p> <p>③ 設備</p> <p>a 産科には、次に掲げる設備を備えることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急帝王切開術等の実施に必要な医療機器 ・分娩監視装置 ・超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものに限る。) ・微量輸液装置 ・その他産科医療に必要な設備 <p>b 小児科等には新生児病室を有し、次の掲げる設備を備えるNICUを設けることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・保育器 ・その他の新生児集中治療に必要な設備 <p>④ 職員</p> <p>次に掲げる職員を配置することが望ましい。</p> <p>a 小児科(新生児医療を担当するもの)については、24時間体制を確</p>	地域周産期母子医療センター

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	<p>保するために必要な職員</p> <p>b 産科については、帝王切開術が必要な場合に迅速（おおむね30分以内）に手術への対応が可能となるような医師（麻酔科医を含む。）及びその他の各種職員</p> <p>c 新生児病室については、次に掲げる職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。 ・各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。 ・臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。 <p>ウ 連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センターからの戻り搬送の受入れ、オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、合同症例検討会の開催等により、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図ること。 <p>・周産期に係る比較的高度な医療を提供すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科（緊急帝王切開）及び小児科（新生児医療）を提供すること ・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターと連携を図り、状況に応じ地域周産期母子医療センター機能を補完すること ・市町村と連携し、妊産婦のサポートを行うこと ・正常分娩に対応すること <p>ア 機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科、小児科（新生児医療を担当するもの。）等を備え、地域周産期母子医療センターに準じた医療行為を行うことができる医療施設であること。 ・総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターと連携を図り、状況に応じ地域周産期母子医療センター機能を補完していくことができること。 ・地域における医療機関と連携を図り、入院及び分娩に関する連絡調整を行うことができること。 <p>イ 整備内容</p> <p>① 診療科目</p> <p>産科、小児科（新生児医療を担当するもの。）を有するものとする。</p> <p>② 設備</p> <p>a 産科には、緊急帝王切開術等高度な医療を提供することのできる設備を備えていることが望ましい。</p> <p>b 小児科には新生児治療に適切な設備を備えていることが望ましい。</p> <p>③ 医療従事者</p> <p>以下の医療従事者を配置していることが望ましい。</p> <p>a 産科については、帝王切開術が必要な場合に児の嫡出が可能となるような医師及びその他の各種職員が確保されていること。</p> <p>b 新生児病室については、小児科を担当する医師が勤務し、未熟児養育医療に習熟した医師及び看護師が確保されていること。</p> <p>ウ 連携機能</p> <p>地域の医療機関との連携機能を有し、症例検討会等を開催すること。</p>	<p>周産期母子医療センター協力病院</p>
<p>ハイリスク（母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療を提供すること ・相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備えていること ・県下各地域からの搬送の受入れが可能であること ・周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図ることが可能であること ・周産期医療情報センターの機能を有していること <p>ア 機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当規模のMFICUを含む産科病棟及びNICUを含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管疾患、心疾患、敗血症、外傷、精神疾患等）を有する母体に対応することができる施設であること。 ・県下各地域の地域周産期医療関連施設等からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療体制の中核として地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携を図れる施設であること。 	<p>総合周産期母子医療センター（岩手医科大学附属病院）</p>

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	<p>イ 整備内容</p> <p>① 施設数 県内に1施設とする。</p> <p>② 診療科目 産科及び新生児医療を専門とする小児科（MFICU及びNICUを有するものに限る。）、麻酔科その他の関係診療科を有すること。</p> <p>関係診療科との連携 総合周産期母子医療センターは、当該施設の関係診療科と日頃から緊密な連携を図ること。特に、精神科との施設内連携を図り、精神疾患を合併する妊産婦についても対応可能な体制を整えるものとする。</p> <p>③ 設備等 次の設備を備えるものとする。</p> <p>a MFICU ・分娩監視装置 ・呼吸循環監視装置 ・超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。） ・その他母体・胎児集中治療に必要な設備</p> <p>b NICU ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。） ・新生児搬送用保育器 ・その他新生児集中治療に必要な設備</p> <p>c GCU ・NICUから退出した児並びに輸液、酸素投与等の処置及び心拍呼吸監視装置の使用を必要とする新生児の治療に必要な設備を備えること。</p> <p>d 検査機能 ・血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、輸血用検査、エックス線検査、超音波診断装置（カラードップラー機能を有するものに限る。）による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能であること。</p> <p>e 輸血の確保 ・血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えることができること。</p> <p>ウ 病床数 ・MFICUの病床は9床以上、NICUの病床数は21床以上とする。</p> <p>エ 職員</p> <p>① MFICU ・24時間体制で産科を担当する複数の医師が勤務していること。 ・常時3床に1人の助産師又は看護師が勤務していること。</p> <p>② NICU ・24時間体制で常時新生児を担当する医師が勤務していること。 ・常時3床に1人の看護師が勤務していること。 ・臨床心理士等の臨床心理技術者を配置していること。</p> <p>③ GCU ・常時6床に1人の看護師が勤務していること。</p> <p>④ 分娩室 ・助産師又は看護師が病棟とは独立して勤務していること。ただし、MFICUの勤務を兼ねることは差し支えない。</p> <p>⑤ 麻酔科医 ・麻酔科医を配置していること。</p> <p>⑥ NICU入院児支援コーディネーター ・必要に応じて配置すること。</p> <p>オ 連携機能 ・オープンシステム・セミオープンシステム等の活用、救急搬送の受入れ、合同症例検討会の開催等により、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と連携を図ること。</p> <p>カ 災害対策 ・災害時を見据えて業務継続計画を策定すること。また、自県のみならず近隣県の被災時においても、災害時小児周産期リエゾン等を介して物資や人員の支援を積極的に担うこと。</p> <p>キ 周産期医療情報センター</p> <p>① 周産期医療情報センターの設置 ・総合周産期母子医療センターに周産期医療情報センターを置き、次の情報システム等により、関係機関及び地域住民に対し、情報提供を行うとともに</p>	

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	<p>に、周産期医療に関する専門的知識を有する医師等(搬送コーディネーター)は、関係機関と連携して相談及び搬送等の連絡調整を行う。</p> <p>② 周産期救急情報システムの運営</p> <p>a 周産期医療情報センターは、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等と通信回線等を接続し、周産期救急情報システムを運営するものとする。</p> <p>b 周産期医療情報センターは、次に掲げる情報を収集し、関係者に提供するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療に関する診療科別医師の存否及び勤務状況 ・病床の空床状況 (c)手術、検査及び処置の可否 ・重症例の受入れ可能状況 (e)救急搬送に同行する医師の存否 ・その他地域の周産期医療の提供に関し必要な事項 <p>③ 情報収集・提供の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療情報センターは、電話、FAX、コンピューター等適切な方法により情報を収集し、関係者に提供するものとする。 <p>ク 搬送コーディネーター</p> <p>周産期医療情報センターに、次の業務を行う搬送コーディネーターを配置する。</p> <p>① 医療施設又は消防機関から、母体又は新生児の受入医療施設の調整の要請を受け、受入医療施設の選定、確認及び回答を行うこと。</p> <p>② 医療施設から情報を積極的に収集し、情報を更新するなど、周産期救急情報システムの活用推進に努めること。</p> <p>③ 必要に応じて、住民に医療施設の情報提供を行うこと。</p> <p>④ その他母体及び新生児の搬送及び受入れに関し必要な業務を行うこと。</p>	
<p>療養・療育支援 (周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む)で療養・療育できるようにする機能)</p>	<p>ア 周産期医療関連施設等と連携し、人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受入れが可能であること。</p> <p>イ 児の急変時に備え、救急対応可能な病院等との連携が図られていること。</p> <p>ウ 訪問看護ステーション、薬局、福祉サービス及びレスパイト入院の受入れ等を調整し、地域で適切に療養・療育できる体制を提供すること。</p> <p>エ 地域・総合周産期母子医療センター等の周産期医療関連施設等と連携し、療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)を共有していること。</p> <p>オ 医療型障害児入所施設等の自宅以外の場においても、障害児の適切な療養・療育を支援すること。</p> <p>カ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること。</p>	<p>小児科を標榜する病院又は診療所、在宅医療を担っている診療所、訪問看護ステーション、医療型障害児入所施設、日中一時支援施設</p>

(取組に当たっての協働と役割分担)

<p>医療機関、医育機関、関係団体等</p>	<p>(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等、分娩を取り扱う病院・診療所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県周産期医療情報ネットワーク等の活用による他医療機関や市町村と連携しての妊産婦のサポート ・マンパワーや病床の確保などの医療機能の充実 ・妊産婦の迅速かつ適切な受入先の調整を行う救急搬送コーディネーターの配置 <p>(地域周産期母子医療センター等、分娩を取り扱う病院・診療所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県周産期医療情報ネットワーク等の活用による他医療機関や市町村と連携しての妊産婦のサポート ・マンパワーや病床の確保などの医療機能の充実 ・助産所との連携による遠隔妊婦健診の取組の推進 ・助産外来や院内助産など、助産師の活用の推進 ・障がい児等の退院時における療養・療育支援 <p>(助産所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県周産期医療情報ネットワーク等の活用による他産科医療機関や市町村と連携しての妊産婦のサポート ・産科医師と連携した遠隔妊婦健診の取組の推進 <p>(医育機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師をはじめとした医療人材の育成
<p>県民・NPO等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの妊娠・出産へのリスクに応じた適切な医療機関の選択 ・妊婦等健康診査の適切な受診 ・周産期医療に関する理解の促進
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県周産期医療情報ネットワーク等の活用による周産期医療機関と連携しての妊産婦のサポート

	<u>・母子保健活動の充実</u>
県	<u>・各周産期母子医療センター、産科医療機関への支援</u> <u>・岩手県周産期医療情報ネットワークの運用及び各種情報の入力への支援</u> <u>・周産期医療従事者の育成</u> <u>・県民に対する周産期医療に関する正しい知識の普及・啓発</u>

(8) 小児救急医療の体制

【求められる医療機能等】

- 小児の急変時の対応を支援するため、休日や夜間における小児の急病等に関する相談体制を構築し、保護者等に受療行動について助言するとともに、その不安を解消する施策を講ずることが求められます。
- 小児病棟やNICU等で療養中の重症心身障がい児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護、福祉及び教育機関が相互に連携した地域における支援体制を整備することが求められます。
- ICT等を活用した関係機関の連携を図り、小児患者やその家族の負担を軽減し、患者の症状に応じて24時間365日体制で適切な小児医療を提供することが求められます。
- 災害時において、小児や小児患者に適切な医療や物資を提供できる体制を整備することが求められます。
- ~~○ 小児の急変時の対応を支援するため、休日や夜間における小児の急病等に関する相談体制を構築し、保護者等に受療行動について助言するとともに、その不安を解消する施策を講ずることが求められます。~~
- ~~○ 患者の症状に応じて、初期・第二次・第三次の各小児救急医療機関が対応することで、24時間365日体制で適切な小児救急医療を提供することが求められます。~~

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
相談支援機能	・小児救急電話相談事業等を活用すること	・小児の家族等
	・救急蘇生法等の講習を受講し、小児患者に対する適切な処置を行うこと	・消防機関（救急救命士等）
	・小児の家族等に対し、心肺蘇生法の講習を実施するなど必要な知識を教授すること	・県 ・県医師会
	・小児患者を、その症状等に応じて適切な医療機関へ速やかに搬送すること	・病院、診療所
小児医療	・小児救急電話相談事業を実施すること	・訪問看護事業所、薬局
	・患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療・介護・福祉・教育に関する適切な情報提供を行うこと	・居宅介護支援事業所
	・小児救急電話相談事業を実施すること	・地域包括支援センター
	・患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療・介護・福祉・教育に関する適切な情報提供を行うこと	・介護事業所
	・患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療・介護・福祉・教育に関する適切な情報提供を行うこと	・県
小児医療	・患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療・介護・福祉・教育に関する適切な情報提供を行うこと	・市町村
	(一般小児医療及び初期小児救急医療)	・小児科を標榜する診療所
	・平日昼間や休日夜間等において、初期小児医療を提供すること	・一般小児科病院
小児医療	・重症心身障がい児等に在宅医療を実施すること	・在宅当番医制に参加している診療所
	・緊急手術や入院等を要する場合に備え、専門医療機関との密接な連携体制を構築すること	・休日・夜間急患センター
	(小児専門医療及び入院小児救急医療)	・一般小児科病院
	・入院を要する小児医療を24時間365日体制で実施すること	・救命救急センター
小児医療	・小児科を標榜する診療所や一般病院等との密接な連携体制を構築すること	
	・高度専門的な対応について、高次機能病院との密接な連携体制を構築すること	
	・療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療を支援すること	
小児医療	・小児の家族に対するサポート支援を実施すること	
	(高度小児専門医療及び小児救命救急医療)	・高度救命救急センター

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な小児救急患者に対する医療を24時間365日体制で実施すること ・療養・療育支援を担う施設と連携すること 	
退院支援	<ul style="list-style-type: none"> ・退院支援担当者を配置すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院医療機関
日常の療養・療養支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小児在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること ・相互の連携により、在宅療養者や家族のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること ・医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、歯科診療所 ・訪問看護事業所 ・薬局 ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター ・短期入所サービス提供施設
災害時を見据えた医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時小児周産期リエゾンを養成し、平時より訓練を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・県 ・小児医療機関
小児救急医療	<p>—(初期小児救急医療)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日昼間や休日夜間等において、初期小児救急医療を提供すること ・緊急手術や入院等を要する場合に備え、専門医療機関との密接な連携体制を構築すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科を標榜する診療所 ・一般小児科病院 ・在宅当番医制に参加している診療所 ・休日・夜間急患センター
	<p>—(第二次小児救急医療)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施すること ・小児科を標榜する診療所や一般病院等との密接な連携体制を構築すること ・高度専門的な対応について、高次機能病院との密接な連携体制を構築すること ・小児の家族に対するサポート支援を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療支援事業により小児輪番制に参加している病院
	<p>—(第三次小児救急医療)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重篤な小児救急患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<p>—(一般小児医療及び初期小児救急医療)—(初期小児救急医療機関)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の昼間や休日夜間等における初期小児医療の提供 ・在宅当番医制等への参加による小児救急医療の提供 ・重症心身障がい児等への在宅医療の実施 <p>—(小児専門医療及び入院小児救急医療)—(第二次小児救急医療機関)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児輪番制への参加による小児救急救急医療の提供(盛岡保健医療圏) ・療養・療育支援を担う施設との連携や、在宅医療の支援 ・比較的高度な医療の提供 <p>—(高度小児専門医療及び小児救命救急医療)—(第三次小児救急医療機関)—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度救命救急センターの運営による高度小児救急医療の提供 ・小児救急医療遠隔支援システムを活用したコンサルテーションの実施 ・療養・療育支援を担う施設との連携 <p>(医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療電話相談事業の運営 ・小児救急医師研修事業の運営 <p>(消防機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対するAEDを中心とした心肺蘇生法講習の実施 ・適切な医療機関への搬送 <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた体制の整備
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療電話相談事業の活用 ・適切な医療機関の選択 ・小児に対する心肺蘇生法等の実施 ・不慮の事故の原因となるリスクの排除
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療支援事業(小児輪番制)への支援 ・電話相談の活用や適切な医療機関の選択に関する地域住民への情報提供と普及・啓発 ・災害時に備えた体制の整備

県	<ul style="list-style-type: none">・電話相談の活用や適切な医療機関の選択に関する県民への情報提供と普及・啓発・小児救急医療電話相談事業の実施・小児救急医療遠隔支援システムの整備・運営・高度小児救急医療を担う医療機関に対する施設・設備、運営費等の支援・小児科医師の確保等・災害時に備えた体制の整備
---	---

(9) 救急医療の体制

【求められる医療機能等】

- 医療資源に限りがある中、より質の高い救急医療体制を構築していくためには、住民や消防機関が主体となる病院前救護活動から、救急医療機関による各段階の救急医療までが連携し、継続して提供されることが求められます。
- 病院前救護活動については、住民自身が迅速かつ適切な救急要請及び救急蘇生法を実施するとともに、メディカルコントロール体制の整備により救急救命士等の活動が適切に行われることが求められます。
- 救急医療機関による救急医療については、患者の**状態**症状に応じて、初期・第二次・第三次の各救急医療機関等が連携のうえ対応することで、24時間365日体制で適切な医療を提供することが求められます。また、第三次救急医療提供体制を補完する手段として、ドクターヘリの運航を安全かつ円滑に進めることが求められます。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
病院前救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会を受講するなどして、周囲の傷病者に対し、応急手当やAEDの使用等適切な救急蘇生法を実施すること ・傷病者救護のため、適切かつ速やかな救急要請を行うこと ・<u>日頃からかかりつけ医を持ち、こども救急相談電話を活用する電話相談システムを用いる</u>などして、適切な医療機関の受診、救急車の要請、他の交通手段の利用等を判断すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対し、応急手当やAEDの使用を含めた救急蘇生法等について講習会を行うこと ・患者搬送にあたっては、策定済みの実施基準等に基づき、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、速やかに搬送すること ・地域メディカルコントロール協議会により定められたプロトコルに即し、心肺機能停止、外傷、急病等の患者に対して、適切な観察・判断・処置を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関（救急救命士等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士等の行う処置や疾患に応じた活動プロトコルを策定し、事後検証等によって随時改訂すること ・医師から救急救命士に対する直接指示・助言体制を確立すること ・救急救命士等への再教育を実施すること ・ドクターヘリや消防防災ヘリ等を活用した救急搬送について、関係者で協議する場を設け、効率的な運用を図ること ・<u>地域包括ケアシステムの構築に向け、第二次救急医療機関等の救急医療機関、かかりつけ医や介護施設等の関係機関が連携・協議する体制を、メディカルコントロール協議会等を活用して構築し、より地域で連携したきめ細やかな取組を進めるよう努めること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県救急業務高度化推進協議会 ・地域メディカルコントロール協議会
初期救急医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、独歩で来院する軽度の救急患者に対し、夜間及び休日における外来診療を提供すること ・病態に応じて速やかに患者を紹介できるよう、近隣の医療機関や精神科救急医療体制等と連携すること ・<u>休日・夜間に対応できる薬局と連携していること</u> ・自治体と連携のうえ、診療可能時間や対応可能な診療科等について住民に対し周知すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間急患センター ・在宅当番医制に参加する診療所 ・<u>薬局</u>

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
第二次救急医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 当該二次保健医療圏域内で発生する救急患者に対し初期治療を行い、必要に応じて入院治療を行うこと 医療機関によっては、脳卒中（<u>脳梗塞に対するt・P A治療など</u>）、心疾患（<u>急性心筋梗塞に対するP C I実施など</u>）等について、自施設で可能な範囲において高度専門的医療を行うこと 自施設で対応困難な救急患者については、必要な救命処置を施した後、救命救急医療を担う医療機関へ紹介すること 救急救命士等に対する教育を実施すること（一部） <u>初期救急医療機関や精神科救急医療体制等と連携していること</u> <u>急性期にある患者に対して、必要に応じて早期のリハビリテーションの実施に努めること</u> <p>上記医療を実施するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること 救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること 救急医療を要する傷病者のために優先的に使用される病床又は専用病床を有すること 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 救急告示病院 入院を要する救急医療を担う医療機関 病院群輪番制参加病院
第三次救急医療体制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性、専門性の高い脳卒中（<u>脳梗塞に対するt・P A治療など</u>）、心疾患（<u>急性心筋梗塞に対するP C I実施など</u>）や、重症外傷、複数の診療科領域にわたる疾病等幅広い疾患に対応して、24時間、365日体制で高度な専門的医療を総合的に実施すること 県内の救急患者を最終的に受入れる役割を果たすこと 救急救命士等へのメディカルコントロールや救急医療従事者に対する教育等を実施する拠点となること <u>急性期を経た後も、重度の脳機能障害の後遺症がある患者、精神疾患を合併する患者、人工呼吸器を必要とする患者等、特別な管理が必要なため退院が困難な患者を転棟、転院できる体制にあること</u> <u>急性期のリハビリテーションの実施に努めること</u> <p>上記医療を実施するために</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者を、原則として24時間365日必ず受け入れることが可能であること 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること <u>必要に応じ、ドクターヘリ等を用いた救命救急医療を提供すること</u> 重篤救急患者の診療体制に必要な要員を常時確保しておくこと特に、緊急手術に必要な人員の動員体制を確保しておくこと 病棟（専用病床、I C U¹¹、C C Uなど）、診療棟（診察室、緊急検査室、X線室、手術室等）等を備え、常時重篤な患者に対し高度な治療が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センター
特定分野の救急医療体制	<p>（精神科救急医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、精神科救急医療体制の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科救急医療機関
	<p>（歯科医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、在宅歯科医療体制の確保に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療機関
ドクターヘリ	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、ドクターヘリの運航を安全かつ円滑に進めること 県境を越えた<u>広域連携によるドクターヘリの運航を安全かつ円滑に進めること等</u> <u>広域連携の実現に向けた検討を行うこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県高度救命救急センター 県

（取組に当たっての協働と役割分担）

医療機関、医育機関、関係団体等	<p>（初期救急医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅当番医制への参加による救急医療の提供 <p>（第二次救急医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院群輪番制への参加による救急医療の提供 救急救命士に対する病院実習の実施 救急医療情報システムへの応需情報入力 <p>（第三次救急医療機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターの運営による救急医療の提供 救急医療情報システムへの応需情報入力 ドクターヘリの運航
-----------------	--

¹¹ I C U : Intensive Care Unit の略で、日本語では集中治療室といいます。高度な治療や容態管理を必要とする重病重態の患者を引き受ける入院治療室です。

	<p><u>(精神科救急医療機関)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療の提供 <p>(医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システムの運営 ・在宅当番医制の運営 <p><u>(歯科医師会)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制の運営 <p><u>(薬剤師会)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制の運営協力 <p>(消防機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対するAEDを中心とした心肺蘇生法講習の実施 ・救急救命士の養成、特定行為研修等への参加 ・救急医療情報システムの利用推進 ・ドクターヘリ運航への協力 <p>(岩手県救急業務高度化推進協議会・地域メディカルコントロール協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるメディカルコントロール体制構築のための会議開催等 ・医師による救急救命士への直接指示体制の構築
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・AEDを中心とした心肺蘇生法講習への参加 ・所管施設等へのAEDの設置 ・適切な受診行動及び救急車の活用行動
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設等へのAEDの設置促進 ・在宅当番医制への支援 ・適切な受診行動や救急車利用に関する地域住民への情報提供と普及・啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> ・AEDの設置状況の把握と県民への周知 ・救急医療情報システムの運営 ・適切な受診行動や救急車利用に関する県民への情報提供と普及・啓発 ・救急医療を担う医療機関に対する施設・設備、運営費等の支援 ・救急医療に必要な医師、看護師の確保等

(図表 4-31) 救急医療体制の状況 (平成 2924 年 10 月 1 日現在)

区分	人口 (H24. 10. 1 現在)		初 期		第 二 次		第 三 次	その他		
	実数 (千人)	構成比 (%)	休日夜間 急患センター (開設年月日)	在宅当番医制	病院群輪番制 参加施設名 (実施年月日)	小児輪番制 参加施設名 (実施年月日)	救命救急センター (運営開始年月日)	救急告示	計	病 院
全県	1,304	100.0	4施設	11地区	8地区37施設	1地区5施設	3施設	4849	4847	02
盛岡	481	36.9	盛岡市 夜間急患診療所 (S51.12.1)	盛岡市医師会 岩手郡医師会 紫波郡医師会	県立中央病院 盛岡赤十字病院 岩手医科大学附属病院 盛岡市立病院 遠山病院 栃内病院 高松病院 盛岡友愛病院 川久保病院 盛岡繋温泉病院 国立病院機構盛岡病院 八角病院 (S54.12.1)	県立中央病院 盛岡赤十字病院 岩手医科大学附属病院 川久保病院 もりおかこども病院 (H11.4.1)	岩手医科大学附属病院 岩手県高度救命救急 センター (S55.11.1)	2048	2046	02
岩手 中部	229	17.6		花巻市医師会 北上医師会 遠野市医師会	県立中部病院 総合花巻病院 北上済生会病院 岩手医科大学附属 花巻温泉病院 県立遠野病院 (S56.2.1)			78	78	0
胆江	139	10.7	胆江地区休日診療所 (S63.4.1) 奥州市 小児夜間診療所 (H19.6.1)		県立胆沢病院 県立江刺病院 国保総合水沢病院 奥州病院 (S54.12.1)			6	6	0
両磐	133	10.2		一関市医師会	県立磐井病院 県立千厩病院 一関病院 昭和病院 西城病院 ひがしやま病院 国保藤沢病院 国立病院機構岩手病院 (S55.5.1)		県立大船渡病院 救命救急センター (H10.8.1)	54	54	0
気仙	65	5.0		気仙医師会	県立大船渡病院 県立高田病院 (S55.9.1)			2	2	0
釜石	49	3.8		釜石医師会	県立釜石病院 せいてつ記念病院 (S56.4.1)			2	2	0
宮古	88	6.7	宮古市 休日急患診療所 (S57.7.4)		県立宮古病院 (S56.12.1)		県立久慈病院 救命救急センター (H10.3.1)	23	23	0
久慈	61	4.7		久慈医師会	(県立久慈病院)			2	2	0
二戸	59	4.5		二戸医師会	県立二戸病院 県立一戸病院 県立軽米病院 (S56.3.1)			3	3	0

(10) 災害時における医療体制

【求められる医療機能等】

- 基幹災害拠点病院は全県において、地域災害拠点病院は各地域において災害医療を提供する中心的な役割を担うため、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する災害重篤救急患者への救命医療等を行うための高度な診療機能を有する必要があります。
- 災害拠点病院は災害急性期においては、被災地周辺に対するDMAT等自己完結型の緊急医療チームの派遣や、被災患者が集中した医療機関への医療従事者の応援派遣を行う必要があります。
- 災害中長期においては、被災者に対する長期的な避難生活に対応した医療提供（慢性疾患等中心）、介護部門と連携した高齢者、障がい者等の災害時における要配慮者要援護者の健康管理、避難所の感染制御対策や、メンタルヘルスケア、口腔ケア等を適切に行うため、救護所、避難所に専門知識や技能を有する医療従事者を効果的に派遣することが求められます。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
<u>災害拠点病院等</u> <u>災害時に拠点となる病院</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤災害救急患者への救命医療等を行うための高度な診療機能を有すること ・自己完結型の医療チーム（DMATを含む。）の派遣機能を有すること ・患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応すること ・多数の患者への対応を行うための必要な施設・設備、医療従事者を確保していること ・被災後に早期に診療機能を回復するため、業務継続計画（BCP）に基づいたマニュアルを策定し、被災した状況を想定した研修、訓練を実施すること。 ・水・食料、医薬品、医療資器材等の備蓄や供給に係る協定を締結していること ・災害対応マニュアルの整備、研修・訓練等による人材を育成すること ・EMIS等の使用方法に精通していること ・災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、医師会、日本赤十字社、医療関係団体等を中心とした医療チームと連携を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院
<u>災害時に拠点となる病院以外の病院等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること ・救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること ・携行式の応急用資器材、応急用医薬品が整備されていること ・被災後に早期に診療機能を回復するため、業務継続計画（BCP）に基づいたマニュアルを策定し、被災した状況を想定した研修、訓練を実施すること ・災害急性期から脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、災害拠点病院やDMAT等急性期の医療チームと連携すること ・災害中長期において、住民が医療と一体となった保健活動を受けられるよう、健康管理を担う機関と連携すること ・EMIS等による被害状況等の報告ができる体制が整備されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院を要する救急医療を担う医療機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患等中心の医療提供体制を確保すること ・急性期を脱した後の被災者に対して、健康管理、感染症対策、メンタルヘルスケア、口腔ケアなど継続的で質の高い医療の提供を行うことができる体制を確保すること。 ・供給された医薬品等の医療資源が適切に管理され、医療チームが活用できる体制を確保すること ・携行式の応急用医療・歯科医療資器材、応急用医薬品を整備すること ・災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよ 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門職能団体 ・医薬品卸業協会 ・NPO等民間団体

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
	<u>う、DMAT等急性期の医療チームと連携を図ること</u>	
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から災害支援を目的とした医療チームの養成に努めること。 ・県及び保健所管轄区域や市町村単位での各医療チームの活動調整を行うコーディネート機能を構築していること。また、訓練等を通じて関連機関・団体と連携のうえコーディネート体制の確認を行うこと。 ・災害時コーディネート体制の構築要員の育成に努めること。 ・災害時におけるドクターヘリの要請手順等について訓練等を通じて確認を行うこと。 ・広域医療搬送を想定とした災害訓練の実施または参加に努めること ・災害時において精神科患者の受入を行う災害拠点精神科病院の整備について、国の動向を踏まえて検討 	県、保健所、市町村等の行政機関
災害急性期の応援派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT研修等必要な専門的トレーニングを受けている医療従事者チームを確保していること ・自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等の資器材を所有すること ・災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、医師会、日本赤十字社、医療関係団体等を中心とした医療チームと連携を図ること 	・災害拠点病院
災害中長期の応援派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患等中心の医療提供体制を確保すること ・災害時要援護者の健康管理、感染症対策、メンタルヘルスケア、口腔ケアを適切に行うことができる医療従事者を確保すること ・供給された医薬品等の医療資源が適切に管理され、医療チームが活用できる体制を確保すること ・携行式の応急用医療・歯科医療資器材、応急用医薬品を整備すること ・災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けられるよう、DMAT等急性期の医療チームと連携を図ること ・各医療チームの活動調整を行うコーディネート機能を構築していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院又は診療所 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門職能団体 ・医薬品卸業協会 ・NPO等民間団体 ・行政機関

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<p>(災害拠点病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の耐震化、自家発電・通信機器の整備、備蓄等の実施 ・業務継続計画(BCP)に基づいたマニュアルの策定及び訓練の実施 <p>・DMATを派遣できる体制整備</p> <p>・災害時医療訓練、研修会の実施、EMIS等の利用訓練の実施</p> <p>(医師会・歯科医師会・薬剤師会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の医療提供体制の維持に係る支援体制の構築・強化 ・支援活動の実施のための備え(資器材、通信機器等) ・医薬品等の供給体制の強化
県民・NPO等	<p>(県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練への参加等、身の安全の確保の実施 ・非常持出品へのお薬手帳の追加 ・避難所生活における健康維持、衛生確保の取組
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーターとの連絡確認等、各医療チームの受援体制の強化整備 ・被災者への保健指導等、健康管理活動班等の活動体制の強化
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県DMAT調整本部、災害医療コーディネート機能体制等、各医療チームの活動調整機能体制の構築、強化の実施 ・健康管理活動班、ICATの活動体制の構築・強化 ・DMATやDPAT、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む)、ロジスティクスを行う人材、その他災害医療従事者の育成支援 ・医薬品等の供給体制、透析患者や難病者に対する災害時医療提供体制の強化構築

(11) へき地（医師過少地域）の医療体制

【求められる医療機能等】

- 無医地区等における地域住民の医療を確保するため、へき地診療やその支援を行う次の医療機能等が求められます。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
へき地診療	<ul style="list-style-type: none"> ・初期診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ・必要な診療部門、医療機器等があること ・緊急な内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ・へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所
へき地診療の支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回診療等によるへき地住民の医療を確保すること ・へき地診療所等への代診医等の派遣、技術指導及び援助を実施すること ・へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ・遠隔診療等の実施による各種の診療応援を実施すること ・高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等の援助を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地医療拠点病院 ・地域医療支援病院 ・救命救急センターを有する病院 等
行政機関等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地診療所から代診医派遣、医師派遣の要請があった場合の調整及びへき地医療拠点病院等への派遣要請を実施すること ・へき地医療に従事する医師の動機付け及びキャリア形成を支援すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・県 ・地域医療支援機構

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<p>(へき地医療を担う医師、医療機関等のへき地医療関係者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を担う医師の養成・確保と定着に向けた取組 ・自治医科大学等の医学部生等に対するコミュニケーションの機会の確保や実習カリキュラムの実施等 ・総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる、いわゆる総合医の育成 ・へき地医療拠点病院における巡回診療等の実施等、へき地医療の診療機能の確保 ・へき地診療所における初期診療が可能な医師等の配置、必要な診療部門及び医療機器等の整備、緊急な内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等との連携等、診療機能の確保
県民・NPO等	<p>(医療の提供を受ける県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へき地勤務の重要性や生活面での実情を理解し、へき地勤務医等の医療関係者等への支援を実施する等、市町村等とともにを行う医療機関の運営への支援 ・県民も医療の一方の担い手であるとの意識のもと、自らの健康は自分で守るとの認識を持つことや、症状により医療機関の役割分担に応じて受診すること
市町村	<p>(へき地を有する市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師確保に向けた取組、へき地診療所への医療機器の整備等へき地医療の確保 ・へき地の医師の生活環境や勤務環境の整備に係る取組 ・地域の医療を将来にわたって確保するための地域住民への意識啓発等 ・患者輸送車の整備等、地域住民が医療機関を受診する場合の利便性の確保
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援機構の取組を始めとする地域医療対策協議会の運営等、へき地保健医療対策のとりまとめ ・医師の招聘活動や県内への定着促進等 ・「県民も医療の担い手であるという意識をもって地域医療を支えていく」という県民総参加型の取組の推進

(12) 在宅医療の体制

【求められる医療機能等】

- 医療機関や介護施設等の相互の連携により、地域における24時間対応が可能な体制の構築や訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤指導等への対応など、在宅療養者や家族のニーズに対応した切れ目のない在宅医療提供体制を確保することが求められます。
- 在宅療養者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、医療機関、地域

包括支援センター、基幹相談支援センター、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所等の関係機関が連携し、急性期及び回復期の状態に対応したリハビリテーションから、在宅生活での場面に応じたりハビリテーションへ円滑に移行できるような体制を構築することが求められます。

- 研修会等の実施により多職種の連携や専門的な人材の育成を推進し、地域において医療・介護従事者が連携して患者・家族を支援する体制を構築することが求められます。

区分	求められる医療機能等	医療機関等の例
退院支援	<ul style="list-style-type: none"> 退院支援担当者を配置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 入院医療機関
日常の療養支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみではなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること 相互の連携により、在宅療養者や家族のニーズに対応した医療や介護、<u>障害福祉サービス等</u>が包括的に提供される体制を確保すること 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所、歯科診療所 訪問看護<u>事業所</u><u>ステーション</u> 薬局 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター <u>基幹相談支援センター</u> <u>介護老人保健施設介護施設</u> 短期入所サービス提供施設
急変時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 急変時の連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際の24時間対応が可能な体制を確保すること 24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護<u>事業所</u><u>ステーション</u>等と連携し、24時間対応が可能な体制を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所 訪問看護<u>事業所</u><u>ステーション</u> 薬局
	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受入れを行うこと 重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、有床診療所
看取り	<ul style="list-style-type: none"> <u>終末期に出現する症状に対する人生の最終段階における医療の提供にあたり</u>、患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと 介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所 訪問看護<u>ステーション</u><u>事業所</u>、薬局 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 介護事業所 <u>基幹相談支援センター</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受入れること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院、有床診療所
在宅医療機関において積極的役割を担う医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受入れを行うこと 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養支援病院 在宅療養支援診療所等
在宅医療に必要な連携を担う拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的で開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること 地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと 在宅医療に関する人材育成及び普及・啓発を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病院・診療所 訪問看護<u>事業所</u><u>ステーション</u> 地域医師会等関係団体 保健所 市町村等

(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	<p>(在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独又は連携により、24時間対応体制により在宅医療を提供すること ・入院機能を有する場合には、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保すること <p>(在宅医療において積極的役割を担う医療機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供すること ・夜間や急変時の対応等、他の医療機関を支援すること ・災害時に備えた体制を整備すること ・入院機能を有する場合には、急変時受け入れやレスパイトなどを行うこと ・現地での多職種連携を支援すること ・在宅医療・介護提供者への研修を実施すること ・在宅医療・介護に関する理解を促進すること
県民・NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・NPO等民生委員関係団体、地域住民等が連携した日常の療養支援を行う包括的なネットワークの構築を図ること
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係団体等と連携し、在宅医療連携拠点事業者による在宅医療・介護サービス提供主体の連携の取組を支援し、地域全体の取組に広げること（多職種連携カンファレンスへの参加の連名での呼びかけ、拠点事業者の依頼に基づく各ステークホルダー（連携の担い手、構成員等）間の調整等） ・郡市医師会と連携し、地域の在宅医療に関わる医療機関への働きかけをすること（24時間体制のバックアップ体制の調整、後方病床を果たす病院への協力依頼等） ・地域包括支援センターの運営に際して、拠点事業者との連携を図ること ・地域住民への在宅医療・介護連携の普及・啓発を行うこと ・在宅医療に係る相談窓口を設置すること ・多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業地域リーダー研修への参加をすること
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県医師会等と連携して関係者への在宅医療推進の県レベルでの働きかけや調整をすること ・関係者と連携し、圏内での多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業地域リーダー研修の効果的な開催をすること ・保健所等を通じたによる市町村への技術支援（医療・介護資源の可視化のための情報提供、郡市医師会等、医療関係団体等との関係構築の支援等）を行うこと ・在宅医療に係る相談窓口を設置すること ・県民への在宅医療や看取りに関する普及・啓発を行うこと。